百十六号議案

警視庁の設置に関す ん条例 の 一 部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東 京 **水都知事** 小 池

百

合

子

警視 庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例 (昭和二十九年東京都条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

五、 五二六人」 を「二五、 五四七人」に、 「一三、四八九人」を「一三、五〇〇人」に改め、 同表計の項中 「四五、七〇一

を「四二、七二一人」

に、

五一八人」を「二、五二一人」に、「二

を「四五、 七三六人」に改める。

第十

四条第一

項の

表一 0)

項中「四二、六八六人」

附 則

の条例は、 令 和 七年四 月 一日から施行する。

(提案理 由

地 方警察職 員の定員を改める必要がある。

第 百 + 六号議案 警視庁の設置に関する条例の 部を改正する条例